

那覇港クルーズ拠点形成協定書

那覇港管理組合

目 次

第1条	(目的及び解釈)	4
第2条	(公共性及び事業の趣旨の尊重)	4
第3条	(信義誠実の原則)	4
第4条	(本事業の概要)	4
第5条	(本形成計画等)	5
第6条	(地域活性化への取り組み)	5
第7条	(許認可等及び届出等)	5
第8条	(責任の負担)	5
第9条	(乙及び甲による表明及び保証等)	5
第10条	(敷地の取扱い)	6
第11条	(優先的な利用の開始条件)	7
第12条	(係留施設及び受入促進施設)	8
第13条	(係留施設の優先的な利用に関する事項)	8
第14条	(受入促進施設の規模、構造又は用途に関する基準)	9
第15条	(受入促進施設の貸与条件)	9
第16条	(受入促進施設の整備の方法)	10
第17条	(受入促進施設の管理の方法)	10
第18条	(受入促進施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法)	11
第19条	(受入促進施設の利用者による利用に関する事項)	11
第20条	(受入促進施設の利用者以外の者による利用に関する事項)	11
第21条	(リスク分担の原則)	12
第22条	(法令等の変更による措置)	12
第23条	(不可抗力による措置)	12
第24条	(緊急事態等対応)	13
第25条	(協定上の地位等又は受入促進施設の処分)	13
第26条	(協定の有効期間)	13
第27条	(乙の事由による本協定の解除)	14
第28条	(甲の事由による本協定の解除)	15
第29条	(合意解除)	15
第30条	(受入促進施設完成前の本協定の終了)	15
第31条	(受入促進施設完成後の本協定の終了)	16
第32条	(本協定の変更)	16
第33条	(損害賠償責任)	16
第34条	(協議会の設置)	16
第35条	(著作権の帰属等)	16

第36条	(秘密保持義務)	17
第37条	(公租公課)	17
第38条	(管轄)	17
第39条	(その他)	17
第40条	(疑義に関する協議)	18
第41条	(協定の揭示方法)	18

那覇港クルーズ拠点形成協定書

本協定は、港湾法第 50 条の 18 第 3 項の規定及び国際旅客船拠点形成港湾である那覇港の国際旅客船拠点形成計画（本協定締結時点における最新のものは 2026 年に作成されたものとし、その後の変更を含む。以下「本形成計画」という。）に基づき、国際旅客船の受け入れ促進を図るために、甲：国際旅客船拠点形成港湾の港湾管理者である那覇港管理組合と、乙：民間国際旅客船受入促進施設（本協定に基づき乙が整備・管理を行う民間国際旅客船受入促進施設をいい、以下「受入促進施設」という。）の港湾法第 50 条の 18 第 3 項に規定する予定施設所有者等であるクルーズポート那覇合同会社との間において、国際旅客船取扱埠頭の係留施設（新港ふ頭 12 号岸壁。以下「係留施設」という。）の優先的な利用及び受入促進施設の一般公衆への供用その他受入促進施設の整備又は管理に関して、必要な事項について定めるものである。

本協定の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印又は署名のうえ、各自 1 通を保有する。

（以下余白）

令和 年 月 日

甲 那覇港管理組合
沖縄県那覇市通堂町 2-1
管理者

令和 年 月 日

乙 クルーズポート那覇合同会社

【住所】

【肩書】 【氏名】

(目的及び解釈)

- 第1条 本協定は、(本協定に関して甲及び乙の間で締結される受入促進施設用地賃貸借契約とともに)本形成計画により企図されている係留施設の優先的な利用及び受入促進施設の整備・管理・利用について定めることを目的とする。
- 2 甲及び乙は、係留施設の優先的な利用並びに受入促進施設の一般公衆への供用その他の受入促進施設の整備又は管理を行うことの意義は、官民の連携による国際旅客船の受入れの促進により日本国の観光の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上を図ることにあることを確認し、本事業を実施する。
- 3 本協定において用いられる語句は、本協定の本文中において特に明示されているものを除き、別紙1において定められた意味を有するものとする。
- 4 本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

(公共性及び事業の趣旨の尊重)

- 第2条 乙は、本事業に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重のうえ、旅客の安全に配慮し本事業を行うものとする。
- 2 甲は、本事業が民間事業者である乙によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

- 第3条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(本事業の概要)

- 第4条 本事業は、係留施設の優先的な利用及び受入促進施設整備及び受入促進施設管理事業から構成される。
- 2 乙は、本協定及び提案書に従い、法令等を遵守し、本事業を遂行しなければならない。
- 3 甲及び乙は、別段の合意がある場合を除き、以下の日程に従って本事業を実施する。

受入促進施設の着工予定日 2026年9月14日

受入促進施設の完成予定日 2028年3月7日

係留施設の優先的な利用及び受入促進施設管理事業の開始予定日(以下「事業開始予定日」という。) 2028年3月末日

(本形成計画等)

第5条 甲及び乙は、それぞれ、本形成計画の履行のため最大限努力する。

2 乙は、乙の事業計画を作成し、毎年12月末までに甲に提出するものとする。

3 乙は、前項に規定する事業計画に、乙の親会社等（第13条第1項に定義する。）に該当する者を記載し、甲の確認を受けるものとする。

(地域活性化への取り組み)

第6条 甲及び乙は、相互に連携及び協力のうえ、提案書及び本形成計画に従い、地域の製品の販売拠点を設けるなど地域活性化に取り組むものとする。

(許認可等及び届出等)

第7条 本事業の実施に必要となる一切の許認可等は、乙がその責任及び費用負担により取得及び維持するものとする。また、乙が本事業を実施するために必要となる一切の届出及び報告は、乙がその責任において作成し、提出するものとする。但し、本事業の実施に必要となる許認可等の取得及び維持又は届出を甲が行う必要がある場合には、①甲が必要な措置を講ずるものとし、②当該措置を甲が講ずるに際して甲が乙の協力を求めた場合には、乙はこれに応じるものとする。

2 甲は、乙が甲に対して書面により要請した場合、前項に基づく乙による許認可等の取得及び維持又は届出について、法令等により禁止されない範囲内において必要に応じて協力するものとする。

3 (意図的に削除)

4 (意図的に削除)

(責任の負担)

第8条 第10条及び第16条に基づく制限を前提として、乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。

2 乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、乙の本事業の実施に関する甲による承認、確認若しくは立会又は乙からの甲に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる本協定上の乙の責任をも免れず、当該承認、確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

(乙及び甲による表明及び保証等)

第9条 乙は、本協定締結日現在において、甲に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

(1) 乙は、その設立準拠法に基づき有効かつ適法に設立され、存続する法人であること。

- (2) 乙は、本協定を締結し、履行する完全な能力を有し、本協定上の乙の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、乙に対して強制執行可能であること。
 - (3) 乙が本協定を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令等並びに乙の設立準拠法及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手續を履踐していること。
 - (4) 本事業を実施するために必要な乙の能力又は本協定上の義務を履行するために必要な乙の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、乙に対して係属しておらず、乙の知る限りにおいてその見込みもないこと。
 - (5) 乙による本協定の締結及び本協定に基づく義務の履行は、乙に対して適用されるすべての法令等に違反せず、乙が当事者であり若しくは乙が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は乙に適用される判決、決定若しくは命令に違反しないこと。
- 2 甲は、本協定締結日現在において、乙に対して次の各号の事実を表明し、保証する。
- (1) 甲は、地方自治法第 284 条第 2 項に基づき有効かつ適法に設立され、存続する一部事務組合であること。
 - (2) 甲は、本協定を締結し、履行する完全な能力を有し、本協定上の甲の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、甲に対して強制執行可能であること。
 - (3) 甲が本協定を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令等及び甲の内部規則上要求されている授權その他一切の手續を履踐していること。
 - (4) 本事業を実施するために必要な甲の能力又は本協定上の義務を履行するために必要な甲の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査（本協定の主題事項に関して甲が行う入札プロセスへの請求又は異議申立てを含む。）は、甲に対して係属しておらず、甲の知る限りにおいてその見込みもないこと。
 - (5) 甲による本協定の締結及び本協定に基づく義務の履行は、甲に対して適用されるすべての法令等に違反せず、甲が当事者であり若しくは甲が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は甲に適用される判決、決定若しくは命令に違反しないこと。

（敷地の取扱い）

第 10 条 受入促進施設用地の取扱いについては、法令等に従い甲乙で協議して定めるものとする。

- 2 甲は、乙の受入促進施設用地の利用権限の取得のため最大限努力する。また、甲

は、2026 年 1 月 23 日（以下「用途地域変更日」という。）までに受入促進施設の建設を可能とする用途地域への変更（以下「本件用途地域変更」という。）を実現するため必要な協力を行う。

（優先的な利用の開始条件）

第 11 条 第 13 条に定める優先的な利用の開始は、以下に定める各開始条件が充足されることを条件とする。

- (1) 乙について、第 9 条各号記載の各事項が、事業開始予定日（事業開始日が事業開始予定日から遅延した場合には、本事業を開始する予定日として甲及び乙が新たに合意した日（但し、本件用途地域変更が用途地域変更日より遅れた場合には、事業開始予定日から当該遅延の日数だけ繰り延べられた日））においていずれも真実かつ正確であること。
 - (2) 乙が以下に定める各義務を履行したこと。
 - ① 要求水準に従って受入促進施設が完成したこと
 - ② 第 19 条に定める利用料金の料率を記載した書面の届出
 - ③ 受入促進施設の利用料金及び利用条件のいずれもが、第 19 条第 4 項各号のいずれにも該当しないこと
 - ④ 第 7 条に基づき本事業の実施のために乙が取得を求められる一切の許認可等の取得
 - (3) 第 1 号及び第 2 号のほか、乙において、優先的な利用に基づく係留施設の利用の開始までに履行すべき本協定上の義務について、重大な違反がないこと。
 - (4) 甲が、係留施設を供用していること。
 - (5) 乙が係留施設を利用することについて、那覇海上保安部その他の関係者の合意が得られていること。
 - (6) その他甲乙が合意する事項
- 2 乙は、前項第 1 号乃至第 3 号及び第 6 号の開始条件を、甲は、前項第 4 号及び第 5 号の開始条件を、それぞれ、事業開始予定日（又は、本件用途地域変更が用途地域変更日より遅れた場合には、事業開始予定日から当該遅延の日数だけ繰り延べられた日）までに充足しなければならないものとする（疑義を避けるために付言すれば、前項第 5 号に定める開始条件に関し、甲及び乙は、本協定締結日現在、那覇海上保安部その他の関係者から、23 万総トン数級以下の船舶が係留施設に停泊することについて合意が得られており、優先的な利用を開始するための条件として、那覇海上保安部のさらなる合意は不要であることを確認する。）。甲の書面による要求があれば、乙は必要な範囲内で、かつ法令等により禁じられていない範囲内で、甲に前項第 5 号の開始条件を充足させるべく、合意の要求及び取得において甲に協力するものとする。但し、当該開始条件のすべてが事業開始予定日ま

でに充足されない場合であっても、甲は、前項第1号乃至第3号及び第6号の開始条件の全部又は一部の充足を、乙は、前項第4号及び第5号の開始条件の全部又は一部の充足を、それぞれその裁量により放棄することができる。なお、この場合でも、放棄された開始条件の未充足に関し、本協定上の義務の違反がある当事者が責任を免れるものではない。

- 3 乙は、第1項に定める開始条件（前項但書により充足が放棄された開始条件を除く。）が充足された場合は、事業開始予定日（但し、本件用途地域変更が用途地域変更日より遅れた場合には、乙の請求により、事業開始予定日から当該遅延の日数だけ繰り延べられた日とする。）を事業開始日として、同日より受入促進施設の運営を開始するものとする。

（係留施設及び受入促進施設）

- 第12条 係留施設は、設計上、最大22万総トン数級の船舶が停泊することができる規模のものとして整備された。以上にかかわらず、甲及び乙は、本協定締結日現在、23万総トン数級以下の船舶が係留施設に停泊することについて、航行安全委員会の調査検討が既に行われており、航行安全委員会のさらなる調査検討を含むその他の手続は不要であることを確認する。23万総トン数級を超過する船舶の係留施設への停泊については、当該船舶が係留施設に停泊するために必要な手続について、甲及び乙は、実務上対応可能な範囲で協力する。
- 2 受入促進施設は、旅客ターミナルビル及びカーブサイド（屋根付き）とする。受入促進施設の正式名称は、「クルーズポート那覇」とする。

（係留施設の優先的な利用に関する事項）

- 第13条 優先的な利用ができる者は、乙及び港湾法第50条の18第1項に基づき国土交通省令で定める者（本協定において「親会社等」という。）に限る。
- 2 乙及び親会社等（第1項において定義される。以下同じ。）は本協定及び法令等に従い、本条に定める通り他者に先立って係留施設の利用を予約すること（本協定において「優先的な利用」という。）ができる。乙及び親会社等の優先的な利用は、第11条に定める開始条件を満たした場合に効力が生じる。
 - 3 乙及び親会社等は、優先的な利用を行おうとするときは、本協定に定める手続を遵守しなければならない。
 - 4 乙及び親会社等の係留施設の利用は、法令等の範囲内で認められる。
 - 5 甲は、緊急事態等が発生したと判断した場合には、必要な期間、必要な範囲において係留施設の利用の停止をすることができる。
 - 6 優先的な利用は、年間250日を限度として認められる。
 - 7 優先的な利用に基づく係留施設の利用は事業終了日までの間とする。
 - 8 乙及び親会社等は、係留施設を利用する日が属する暦年（以下「利用年」とい

- う。)の2年前となる年の1月1日から同年6月30日までの間に係留施設の利用の予約を行うものとする。
- 9 乙及び親会社等は、利用年の2年前の6月30日までに係留施設の利用予定を確定させるものとする。
 - 10 乙は、優先的な利用の変更又は解除の必要が生じたときは、当該事由が生じた時点で速やかかつ誠実に甲に通知するものとする。
 - 11 甲は、利用年の2年前の7月1日以降に行う、係留施設の利用の予約については、甲が別途定めるところに従って、乙及び親会社等並びに他の係留施設の利用希望者を平等に取り扱うものとする。
 - 12 乙及び親会社等は、本条に基づく係留施設の利用にあたり、条例で定める使用料の範囲内で使用料を支払うものとする。
 - 13 甲は、事業期間にわたり、係留施設を良好な状態に維持する。
 - 14 乙及び親会社等は、本条に基づく予約枠を譲渡(第25条に基づき甲が承諾した事業譲渡の場合を除く。)することはできない。
 - 15 乙及び親会社等による優先的な利用の対象は、係留施設のみとする。乙及び親会社等は、係留施設供用後、優先予約可能日数を超える寄港や2隻同時の入港予定がある場合など、正当な理由がない限り、泊8号岸壁を予約することはできない。

(受入促進施設の規模、構造又は用途に関する基準)

- 第14条 乙は、受入促進施設を旅客及び乗組員等の利便に供するとともに、甲を通じてCIQ関係官庁と事前に協議のうえ、必要に応じ、出入国の適正及び円滑な手続のため、利用が見込まれる旅客の数に応じたCIQの業務に供する空間を確保し、当該空間をCIQ関係官庁に使用させるものとする。
- 2 受入促進施設は別紙2に定める基準及び法令等に定める基準(以下「要求水準」という。)を満たすものとする。

(受入促進施設の貸与条件)

- 第15条 乙は、要求水準で許容される範囲において、受入促進施設の完成後、第三者に対して受入促進施設(CIQ施設部分を除く。)を法令等に基づき可能な範囲で貸与することができる。但し、乙は、受入促進施設のうち、別紙3に定める施設を貸与してはならない。
- 2 前項の場合において、乙が第三者との間で受入促進施設の賃貸借契約を締結する場合、当該契約は以下の条件に従うものとする。また、乙は、契約締結後速やかに、当該契約の写しを甲に提出するものとする。
 - (1) 当該第三者は、貸付対象施設において風俗営業その他公序良俗に反する事業を行わないこと。
 - (2) 当該第三者は、その関係会社又はその取引先が、暴力団員等及びその他の

関係者のいずれかに該当する者その他甲が不適切と認める者でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと。乙が賃貸借契約の締結を検討している第三者の身元を甲に通知し、甲がかかる第三者を本第 2 号の目的上不適切と認める場合、甲は乙からの通知を受領後 30 日以内に乙にその旨通知するものとし、乙がかかる 30 日以内に甲から通知を受領しない場合、乙は当該第三者との賃貸借契約の締結を進めることができる。

- (3) 乙と当該第三者との間で締結する建物貸付契約は、①当該貸付に借地借家法の適用がある場合には同法第 38 条に定める定期建物賃貸借契約又は使用貸借契約としなければならない、かつ、②当該契約の契約期間は事業期間を超えず、本協定が事業終了日より前に解除又は終了した場合は当該解除又は終了をもって当該契約の契約期間も終了すること。
- (4) 第 1 号及び第 2 号のいずれか 1 つ以上に違反があった場合には、乙は当該契約を催告することなく通知をもって解除することができること。
- 3 乙は、第 1 項に基づき受入促進施設を貸与する場合には、地域経済の活性化に配慮するものとする。

(受入促進施設の整備の方法)

第 16 条 乙は、本協定、提案書及び法令等に基づき、受入促進施設を整備する。

- 2 乙は、施工企業（但し、暴力団員等及びその他の関係者を除くものとし、乙は施行企業を選定する場合、事前に甲に通知するものとする。）をして、受入促進施設の整備を実施させることができる。
- 3 施工企業その他受入促進施設の整備に関して乙又は施工企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙がその責任を負うものとする。
- 4 乙は、受入促進施設の設計図書を甲乙が合意する日までに甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。
- 5 上記第 1 項に記載された乙の義務（但し、設計を行う義務を除く。）は、第 10 条に従い、乙に受入促進施設用地の利用権限を取得した日以降において適用される。

(受入促進施設の管理の方法)

第 17 条 本第 17 条に定める乙の義務は、第 16 条第 5 項に従って受入促進施設が完工した時点以降に限り適用されるものとする。

- 2 乙は、本協定、提案書及び法令等に基づき、受入促進施設を管理する。
- 3 乙は、自ら実施する場合を除き、受入促進施設の管理を維持管理企業（但し、暴力団員等及びその他の関係者を除くものとし、乙は維持管理企業を決定する場合、事前に甲に通知するものとする。）に委託し又は請け負わせるものとする。

但し、甲に対し事前の書面による通知をした場合は維持管理企業以外の第三者（但し、暴力団員等及びその他の関係者を除く。）に委託することができる。

- 4 維持管理企業その他受入促進施設の維持管理業務に関して乙又は維持管理企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙がその責任を負うものとする。
- 5 乙は、受入促進施設の保安対策に十分な措置を講じるものとする。
- 6 乙は、事業期間にわたり、本事業に係る事項を甲に定期的に報告するものとし、詳細な報告事項は甲乙が合意のうえ定めるものとする。

（受入促進施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法）

第 18 条 乙は、本協定に基づき、受入促進施設の整備費用及び管理費用を負担する。

（受入促進施設の利用者による利用に関する事項）

- 第 19 条 乙は、事業開始日から事業終了日までの間、優先的な利用に基づき係留施設を利用する日時又は不可抗力により利用できない日時を除き、受入促進施設を、国際旅客船（当該国際旅客船の旅客及び乗組員を含み、以下「利用者」という。）の利用に供しなければならない。
- 2 乙は、事業開始日から事業終了日までの間、本協定、港湾法及び関連する法令等に従い、受入促進施設の利用料金を徴収することができる。
 - 3 乙は、前項に定める利用料金を収受しようとする場合は、港湾法に基づき、料率を記載した書面を甲に提出しなければならない。事業期間中に設定した料率を変更しようとするときも同様とする。
 - 4 甲は、受入促進施設のうち、港湾法施行規則で定める施設に適用される料率が、以下のいずれかに該当すると認めるときは、港湾法の規定に基づき、期限を定めてその料率を変更すべきことを命ずることができる。
 - (1) 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき
 - (2) 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該施設を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき
 - 5 乙は、前項の変更命令を受けた場合には、速やかに料率を変更し、その変更後の料率を記載した書面を甲に提出するものとする。

（受入促進施設の利用者以外の者による利用に関する事項）

- 第 20 条 乙は、利用者以外の者が受入促進施設の利用を求めた場合には、当該求めに応じ、利用希望者と協議のうえ、利用に供するよう努めるものとする。
- 2 乙は、前項に基づき受入促進施設を第三者の利用に供する場合には、甲に報告するものとする。

(リスク分担の原則)

第 21 条 甲は、本協定で別途定める場合を除き、乙による本事業の実施に対して、何らの支払義務を負わない。

- 2 本協定で別途定める場合を除き、乙はその責任で本事業を実施するものとし、本事業において乙に生じた収入の減少、費用の増加、その他損害・損失の発生については、すべて乙が負担し、甲はこれについて何らの責任を負担しない。

(法令等の変更による措置)

第 22 条 法令等の変更により乙に増加費用及び損害が生じるときは、甲乙が合意のうえ定めるものを除き、乙が当該増加費用及び損害を負担するものとする。

- 2 本協定締結日以降、法令等の変更により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。
- 3 前項の通知があった場合、甲及び乙は、当該通知の内容について確認し、法令等の変更により本事業の遂行が困難となったと認められたときは、対応方針について協議するものとする。
- 4 前項の措置を講じてもなお、本協定締結後に発生した法令等の変更により、本事業の継続が著しく困難と認められるときは、甲又は乙は、解除理由を明記した書面通知を相手方に送付することにより、本協定を解除することができる。

(不可抗力による措置)

第 23 条 不可抗力により乙に増加費用及び損害が生じるときは、甲乙が合意のうえ定めるものを除き、乙が当該増加費用及び損害を負担するものとする。

- 2 本協定締結日以降、不可抗力により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。
- 3 前項の通知があった場合、甲及び乙は、当該通知の内容について確認し、不可抗力により本事業の遂行が困難となったと認められたときは、対応方針について協議するものとする。
- 4 前項の措置を講じてもなお、本協定締結後に発生した不可抗力により、本事業の継続が著しく困難と認められるときは、甲及び乙は、協議した後に合意により本協定を解除することができる。
- 5 前項に基づき本協定が解除された場合、乙は、別段の合意がある場合を除き、受入促進施設用地を原状回復のうえ甲に返還しなければならない。
- 6 甲及び乙は、別段の定めがある場合を除き、第 4 項の解除により生じた損害及び増加費用を相互に請求できないものとする。

(緊急事態等対応)

第24条 甲又は乙は、緊急事態が発生したと判断する事態が生じた場合若しくは乙が本協定の義務の重大な違反を行った場合（緊急事態と合わせて、「緊急事態等」という。）又は緊急に対応すべき事項（利用者の生命、身体若しくは財産の保護又は受入促進施設の安全の確保等のため緊急の対応が必要となる事項をいう。）が発生したことを知ったときは、直ちに相手方当事者に対し当該緊急事態等を通知するものとする。甲及び乙は、かかる通知を受けた場合、当該緊急事態等又は緊急に対応すべき事項を可及的速やかに解消すべく可能な限り努力するものとする。

- 2 前項に定める場合において、甲は、第13条第5項に基づき係留施設の利用を停止しないときであっても、緊急事態等の解消に必要な期間及び必要な範囲において、自ら必要な措置を行うことができる。この場合、甲は、乙に対して甲による当該措置の実施について協力（乙が所有する資産についての甲による一時的使用その他の協力を含むがこれらに限られない。）を要請することができ、乙はこれに協力しなければならない。
- 3 乙は、別段の定めがある場合を除き、前項の甲による措置及び乙の協力により生じた損害及び増加費用を甲に請求できないものとする。

(協定上の地位等又は受入促進施設の処分)

第25条 第15条及び第17条に従い、乙は、甲の事前の書面による承諾なく、本協定上の地位並びに本協定に基づく乙の権利及び義務について、譲渡（信託譲渡を含む。）、質権設定その他の担保設定、その他の方法による処分（自己信託を含む、「処分」という。以下本条において同じ。）を行ってはならない。但し、当該処分の相手方が自己の親会社等である場合又は自己が当該処分の相手方の親会社等である場合、当該承諾は不合理に留保されてはならない。

- 2 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、受入促進施設について処分を行ってはならない。但し、当該処分の相手方が自己の親会社等である場合又は自己が当該処分の相手方の親会社等である場合、当該承諾は不合理に留保されてはならない。

(協定の有効期間)

第26条 本協定は、本協定に別段の定めがある場合及び甲乙が合意のうえ定める場合を除き、本協定締結日を始期とし、事業終了日又は本協定が解除により終了した時点まで効力を有する。

- 2 本協定は、第41条第1項に基づく公示後に受入促進施設の施設所有者等（港湾法第50条の18第1項に定義する施設所有者等をいう。）及び予定施設所有者等（港湾法第50条の18第3項に定義する予定施設所有者等をいう。）となった者

に対しても、その効力があるものとする。

- 3 事業開始日が事業開始予定日から遅れた場合にも、優先的な利用の存続期間は延長されないものとする。但し、第 11 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の開始条件が成就しなかったこと又は別途定める理由により事業開始日が遅延した場合には、甲及び乙の合意により、当該遅延した期間、優先的な利用の存続期間を延長することができる。また、本件用途地域変更が用途地域変更日より遅れた場合により事業開始日が遅延した場合には、甲及び乙の合意により、当該遅延した期間、優先的な利用の存続期間を延長する。

(乙の事由による本協定の解除)

第 27 条 甲は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、催告することなく乙への通知をもって本協定を解除することができる。

- (1) 乙又は乙の親会社等が、破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続又はこれらに類似する手続について、その株主総会又は取締役会で、その申立てを決議したとき又は第三者（その取締役を含む。）によってその申立てがなされ、当該決議又は申立ての日から 30 日以内に当該決議又は申立てが取り消され又は取り下げられなかったとき。
 - (2) 乙又は乙の親会社等について手形取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされたとき。
 - (3) 正当な理由なく、乙が本事業を放棄したと認められるとき。
 - (4) 乙の役員のうちに暴力団員等及びその他の関係者に該当する者があることが判明したとき。
 - (5) その他甲乙が解除事由として合意した事由
- 2 甲は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、乙に対して少なくとも 30 日の猶予期間を設けて催告し、当該期間（又は延長が必要として甲が認めた場合には当該延長後の期間）内に当該不履行又は状態が是正されない場合、解除事由を記載した書面を送付して通知することにより、直ちに本協定を解除することができる。
- (1) 乙が本協定上の重要な誓約事項又は表明保証事項に違反したとき。
 - (2) 乙が本協定上の重要な義務に違反又は履行しないとき。
 - (3) 乙が法令等に違反したとき。
 - (4) 専ら乙の責めに帰すべき事由又は乙の支配の及ぶ理由により本協定の履行が不能となったとき。
 - (5) 乙が第 11 条第 1 項第 1 号乃至第 3 号の開始条件を充足できず、事業開始予定日（但し、本件用途地域変更が用途地域変更日より遅れた場合、事業開始予定日から当該遅延の日数を繰り延べた日）後 6 ヶ月以内に本事業が開始できな

いことが明らかとなったとき（不可抗力に起因する場合を除く。）。

- 3 甲は、乙が実施する本事業の水準が要求水準を満たさない状態が継続する等、要求水準違反により本事業の遂行に重大な支障を及ぼす事態が発生しその状態が要求水準違反の発生から 120 日間改善されない場合、催告することなく乙への通知をもって本協定を解除することができる。

（甲の事由による本協定の解除）

第 28 条 乙は、次の各号の事由が発生したときは、甲に対し、解除事由を記載した書面を送付することにより、本協定を解除することができる。

- (1) 甲が本協定上の甲の重要な義務に違反し、乙から当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されないとき。
- (2) 甲が第 11 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の開始条件を充足できず、事業開始予定日から 6 ヶ月以内に本事業が開始できないことが明らかとなったとき（不可抗力に起因する場合を除く。）。

（合意解除）

第 29 条 前二条に定める場合のほか、甲及び乙は、双方の合意により本協定を合意解除することにより終了させることができる。

（受入促進施設完成前の本協定の終了）

第 30 条 受入促進施設完成前に本協定が解除により終了した場合において、別段の合意があるとき又は甲の責めに帰すべき事由により本協定が解除される場合を除き、乙は、受入促進施設用地を原状回復のうえ甲に返還しなければならない。

- 2 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に受入促進施設用地の原状回復の措置を行わないときは、甲は、乙に代わり原状回復を行うことができ、これに要した合理的な費用を乙に求償することができる。この場合、乙は、甲の処分について異議を申し出ることができない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、受入促進施設完成前に本協定が解除された場合において受入促進施設の出来高部分が存在する場合、甲又は甲の指定する第三者は、自己の責任及び費用負担において、受入促進施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した部分（以下「合格部分」という。）に相応する代金を一括又は分割により乙に支払ったうえで、合格部分の所有権をすべて取得することができる。この場合、甲又は甲の指定する第三者は、必要と認めるときは、その理由を乙に対して通知し、受入促進施設の出来高部分を最小限破壊して検査することができる。

(受入促進施設完成後の本協定の終了)

第31条 乙は、本協定が終了した場合、甲の責めに帰すべき事由により本協定が解除される場合を除き法令等に従い受入促進施設用地を原状回復のうえ甲に引き渡すものとする。

- 2 受入促進施設の完成後に解除又は事業期間満了により本協定が終了した場合、甲又は甲の指定する第三者は、甲乙が合意して定める方法に従って、時価にて受入促進施設を乙から買い取ることができる。
- 3 甲及び乙は、本協定の期間満了の5年前において、事業期間満了後の受入促進施設の取り扱いについて協議を開始するものとする。甲は、事業期間満了の1年前までに、乙に対して事業期間満了後の方針を通知するものとする。

(本協定の変更)

第32条 甲及び乙は、双方の書面による合意により、本協定を変更することができる。

(損害賠償責任)

第33条 本協定に別段の定めがある場合を除き、甲又は乙が本協定に定める義務に違反したことにより相手方当事者に損害が発生したとき、相手方当事者は法令等に従い当該当事者に対し損害賠償を請求することができる。

(協議会の設置)

第34条 甲及び乙は、本事業の実施に関する情報交換等を行うため、実務者による会議を設置する。同会議は、原則として月に1回開催するほか、必要に応じ当該会議の開催を相手方当事者に対して要求できるものとする。

- 2 前項に定める会議の構成及び開催方法等については、甲と乙が協議して別に定める。

(著作権の帰属等)

第35条 甲が、本協定に基づき、乙に対して提供した情報、書類及び図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）の著作権その他の知的財産権は、甲に帰属する。

- 2 甲は、成果物について、甲の裁量により無償で利用する非排他的な権利及び権限を有するものとし（但し、甲は、成果物を本事業以外の目的に利用してはならず、また、乙から本事業を承継する者以外の第三者に対して成果物を開示してはならない。）、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続するものとする。本項は、自己の裁量で成果物を使用する乙の権利及び権限に影響その他の制限を与えるものではない。

(秘密保持義務)

第 36 条 甲及び乙は、相手方当事者の事前の承認がない限り、本協定に関する情報（本事業を実施するうえで得た秘密を含む。）を他の者に開示してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、以下の場合に限り、本協定に関する情報を開示することができる。但し、開示の方法について甲が指示した場合には、法律で禁止されない限りにおいて、当該指示に従い開示する。

(1) 第 41 条に基づき、本協定を一般の閲覧に供する場合

(2) ①当該情報を知る必要のある甲若しくは乙の従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある日本国政府の職員若しくは乙の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ甲との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、本協定の当事者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

(3) 本条の定めに従って第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合

(4) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合

(5) 法令等により開示を求められた情報を開示する場合

3 前二項の定めは、甲及び乙による本協定の完全な履行又は本協定の終了にかかわらず、有効に存続する。

(公租公課)

第 37 条 本協定に関連して生じる公租公課は、本協定において別途定めのある場合を除き、すべて乙の負担とする。

(管轄)

第 38 条 本協定に関するすべての紛争は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 39 条 本協定に定める請求、通知、報告、勧告、承認及び契約終了告知並びに解除は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。関係当事者の住所に配達証明付の郵便（若しくは関係当事者の住所が海外の場合には書留航空郵便）による郵送によって送達されなければならない。なお、甲及び乙は、当該請求・通知等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。すべての当該請求・通知等は当該住所に実際に配達された時点に送達されたとみなされ、効力を発生するものとする。

2 本協定の履行に関して甲と乙の間で用いる言語は、日本語とする。

- 3 本協定に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本協定の履行に関して甲と乙の間で用いる計算単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 5 本協定の履行に関する期間の定めについては、本協定に特別の定めがある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによるものとする。
- 6 本協定に定める日時は日本標準時とする。
- 7 本協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈するものとする。

（疑義に関する協議）

第40条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙は、30日間を超えない期間の協議期間を設け、当該協議期間中、誠実に協議して、これを定めるものとし、当該協議期間中は訴訟の提起をしないものとする。

（協定の掲示方法）

第41条 甲は、本協定を締結したときは、港湾法施行規則で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、本協定を甲の事務所に備えて一般の閲覧に供する。

2 甲は、本協定を締結したときは、受入促進施設又はその敷地の見やすい場所に、甲の事務所において本協定を閲覧に供している旨を掲示しなければならない。この場合において、乙は当該掲示につき甲に最大限協力しなければならない。

別紙1 定義集

- (1) 「維持管理企業」とは、本協定に基づき受入促進施設の維持管理を行う者をいう。
- (2) 「受入促進施設」とは、前文に定める意味を有する。
- (3) 「受入促進施設整備事業」とは、本協定に基づき乙が行う受入促進施設の整備事業（受入促進施設の建設を含む。）をいう。
- (4) 「受入促進施設管理事業」とは、本協定に基づき乙が行う受入促進施設の管理事業をいう。
- (5) 「受入促進施設の完成予定日」とは、第4条第3項に定める受入促進施設の完成予定日をいう。
- (6) 「受入促進施設の着工予定日」とは、第4条第3項に定める受入促進施設の着工予定日をいう。
- (7) 「受入促進施設用地」とは、**別紙4**に定める用地をいう。
- (8) 「親会社」とは、会社法第2条第4号に定める親会社をいう。
- (9) 「親会社等」とは、第13条第1項に定義する意味を有する。
- (10) 「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号）をいう。
- (11) 「関連会社」とは、会社法施行規則第2条第3項第20号に定める関連会社をいう。
- (12) 「許認可等」とは、許可、認可、指定及びその他の形式の行政行為をいう。
- (13) 「緊急事態」とは、①受入促進施設の乙による安全な供用が著しく阻害されるおそれのある事態、②日本国の安全保障又は港湾の安全が脅かされる事態、③港湾内での人の身体・生命又は財産に損害が発生するおそれのある事態、若しくは④災害救護（広域災害の場合を含む。）のためやむを得ない場合のいずれか、又はこれら①乃至④に類する事態をいう。
- (14) 「緊急事態等」とは、第24条第1項に定義する意味を有する。
- (15) 「本形成計画」とは、前文に定義する意味を有する。
- (16) 「係留施設」とは、前文に定義する意味を有する。
- (17) 「港湾法」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）をいう。
- (18) 「港湾法施行規則」とは、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）をいう。
- (19) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。
- (20) 「CIQ施設」とは、税関、出入国管理及び検疫に係る施設をいう。
- (21) 「時価」とは、各資産の価値として当該資産の譲渡時等において公認会計士等の専門家による評価等の客観的方法により定められた価格をいう。
- (22) 「事業開始日」とは、乙により優先的な利用及び受入促進施設管理事業が開始される日をいう。
- (23) 「事業開始予定日」とは、第4条第3項に定める事業開始予定日をいう。
- (24) 「事業期間」とは、事業開始日から事業終了日までの期間をいう。
- (25) 「事業計画」とは、次年度における寄港回数見込及び旅客数見込その他甲乙合意す

る事項を記載した事業計画をいう。

- (26) 「事業終了日」とは、2058 年 3 月末日（第 26 条第 3 項に基づき事業期間が延長された場合には当該延長後の応当日）をいう。
- (27) 「借地借家法」とは、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）をいう。
- (28) 「成果物」とは、各種計画書、報告書、図面及びその他乙が本協定又は甲の請求により甲に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (29) 「施工企業」とは本協定に基づき受入促進施設の施工を行う者をいう。
- (30) 「提案書」とは、甲が 2018 年 9 月 4 日に開始した官民連携による国際クルーズ拠点形成のための連携船社の公募に対し、乙が甲に対して 2018 年 11 月 14 日付で提出した那覇港における国際クルーズ拠点形成計画（目論見）提案書をいうが、但し、本形成計画に抵触する部分については除かれる。
- (31) 「風営法」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）をいう。
- (32) 「風俗営業」とは、風営法第 2 条第 1 項各号及び同条第 5 項に定めるいずれかに該当する営業をいう。
- (33) 「不可抗力」とは、本協定の義務の履行に直接かつ不利な影響を与えるものであって以下のいずれか 1 つ以上に該当する事象（要求水準に基準があるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできないもので、甲又は乙によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。
 - (i) 異常気象（暴風、落雷、豪雨、強風、ハリケーン、台風、サイクロン、異常熱波又は異常寒波であって、これらが港湾又は周辺において通常また定期的に発生するものよりも過酷であるものをいう。）
 - (ii) 自然災害（洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災、津波又はその他不可避かつ予見不能な自然災害であって、港湾に重大かつ不可避の損害を生じさせるものをいう。）
 - (iii) 内戦又は敵対行為（暴動、騒擾、反乱、テロ行為、戦争行為又は予見不能な軍事行動に伴う中国、台湾、北朝鮮、韓国と日本間の外交状況の激化により航行不能となる事態をいう。）及びこれらの場合における国等による港湾使用
 - (iv) 疫病（法令等により隔離が強制される場合を含む。）
- (34) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定義する意味を有する。
- (35) 「暴力団員等及びその他の関係者」とは、以下のいずれかの 1 つ以上に該当する者をいう。
 - (i) 暴力団員等
 - (a) 暴力団
 - (b) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法

律第 77 号) 第 2 条第 6 号に定義する意味を有する。以下同じ。)

- (c) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - (d) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。以下同じ。）
 - (e) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
 - (f) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (g) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (h) 特殊知能暴力集団等（上記(a)乃至(g)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - (i) その他上記(a)乃至(h)に準ずる者
 - (ii) その他の関係者
 - (a) (i)(a)乃至(i)に該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (c) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
 - (e) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (36) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、その他の公的機関の定めるすべての規定、判断及び措置並びに証券取引所の定めるすべての規定、判断及び措置（日本国外におけるものであつてこれらに類似するものを含む。）をいう。

- (37) 「本事業」とは、第 4 条に定義する意味を有する。
- (38) 「民法」とは、民法（明治 29 年法律第 89 号）をいう。
- (39) 「優先的な利用」とは第 13 条第 2 項に定義する意味を有する。
- (40) 「要求水準」とは、第 14 条第 2 項で定義する意味を有する。
- (41) 「利用者」とは、第 19 条第 1 項に定義する意味を有する。
- (42) 「利用料金」とは、第 19 条第 2 項に定める利用料金をいう。
- (43) 「利用年」とは、第 13 条第 8 項に定める意味を有する。
- (44) 「受入促進施設用地賃貸借契約」とは、甲及び乙の間で締結される受入促進施設用地の賃貸借に関する契約をいう。
- (45) 「23 万総トン数級以下」とは、船舶について、236,473 総トン数以下を意味する。

別紙２ 受入促進施設の規模、構造又は用途に関する基準

受入促進施設は、旅客及び乗組員等の利便に供するとともに、出入国の円滑な手続を確保するものとする。受入促進施設の名称、規模及び配置は以下のとおり。

名称： クルーズポート那覇及びカーブサイド（屋根付き）

規模： 乗客 6000 人程度の発着クルーズに円滑な対応が可能な規模（施設規模は約 4000 m²を想定しており、詳細については、関係者と協議の上決定する。）

配置： 図 1 のとおり。

図 1 配置図



別紙3 貸与の禁止される施設

CIQ 施設の業務に供する空間、チケットカウンター、待合ロビー、トイレ、旅客が通過する部分、その他甲乙が合意する空間をいう。

別紙 4 受入促進施設用地

那覇市港町四丁目3-25内（下図の赤枠部分）の土地約7,000平方メートルのうち、
受入促進施設用地は約 4,000 平方メートル

